

統一的な基準に基づく財務書類における注記（一般会計等財務書類）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………該当なし

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当ありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 15 年～50 年
 - 工作物 10 年～60 年
 - 物品 2 年～20 年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………該当なし

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に改修可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に改修可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち上尾市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

該当ありません。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 に規定する歳計現金及び歳入歳出外現金を範囲としています。

なお、上記には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第 7 章第 8 節によっています。

資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合については、同通達に基づき、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10% 未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更はありません。

(2) 表示方法の変更

変更はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額 (限度額)
		損失補償等引 当金計上額	貸借対照表未計上額	
埼玉県信用 保証協会	—	3,323 千円	—	3,323 千円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは次のとおりです。

損害賠償請求事件 3,300 千円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.8%	12.8%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当ありません。

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費	577,064,000 円
事故繰越し	34,214,500 円

継続費通次繰越	0 円
合計	611, 278, 500 円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産

次年度における公売予定資産

事業用資産 土地 6, 847 千円

令和 2 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

② 減債基金に係る積立不足額

減債基金は設置しておりません。

③ 基金借入金（繰替運用）

財政調整基金	7, 400, 000 千円
--------	----------------

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

基準財政需要額算入見込額	45, 589, 511 千円
--------------	-----------------

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

将来負担額	67, 248, 532 千円
充当可能基金額	7, 140, 040 千円
特定財源見込額	10, 100, 571 千円
基準財政需要額算入見込額	45, 589, 511 千円
標準財政規模	38, 146, 911 千円
算入公債費等	3, 740, 563 千円

⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
196, 913 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産（長期延滞債権及び徴収不能引当金を除く）の額に、流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支	2,238,179 千円
支払利息支出	283,030 千円
投資活動収支	432,206 千円
基金積立支出	45,644 千円
基金取崩収入	△ 1,379,747 千円
基礎的財政収支	1,619,312 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	65,381,730 千円	63,221,403 千円
繰越金に伴う差額	1,890,589 千円	—
資金収支計算書	63,491,141 千円	63,221,403 千円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	2,238,179 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	385,470 千円
未収債権、未払債務等の増加	1,109,847 千円
減価償却費	△ 4,905,542 千円
賞与等引当金繰入額	△ 713,437 千円
退職手当引当金繰入額	0 千円
徴収不能引当金繰入額	△ 76,404 千円
資産除売却損	△ 271 千円

純資産変動計算書の本年度差額 △ 1,962,158 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

一時借入金の限度額 3,000,000 千円

⑤ 重要な非資金取引

該当はありません。